

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の第三条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する旅行に必要な日数でこの政令の施行の日前に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。